

職業紹介手数料表

株式会社 ガイドポスト

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受付時の事務費用	求職者ひとりにつき、1,000 円 ※手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介する場合	就職成功の場合 ○雇用期間が無期雇用の場合 就職してから1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に 記載されている年収）の 30% ○雇用期間が有期雇用の場合 雇用期間中に支払われた賃金（内定書や労働条件通知書等に 記載されている額（雇用期間が1年を超える場合には最大1年間 分）の 20% ○常用目的紹介の場合 当初は有期雇用であるが、その後1年以内に無期雇用に切り替え た場合 1 有期雇用期間中に支払われた賃金の 20% 2 無期雇用契約（常用雇用契約）に切り替えた際に明示された年 収の額の 30% ただし、2で計算された額から1で徴収した額を控除しその残余 の額を 限度として徴収することといたします。 ※手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介する場合において、その職種が 専門的であり、特定の条件が付されている場合	着手金（専門的な相談を含む） 50,000 円 就職成功の場合 ○雇用期間が無期雇用の場合 就職してから1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書 等に 記載されている年収）の 40% ○雇用期間が有期雇用の場合 雇用期間中に支払われた賃金（内定書や労働条件通知書等に記載 されている額 （雇用期間が1年を超える場合には最大1年間分）の 30% ※手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税が含まれていません。別途加算となります。

●「求人受付手数料」

求職者からの求職の申込みに際し、職種が 芸能家、家政婦（夫）、配ぜん人、調理士、モデル又はマネキン の場合、
求職受付手数料として 710 円（税込み） を申し受けいたします。

ただし、申し込みが同一の月において複数回の場合でも最大2回分といたします。

「第2種特別加入保険料の徴収について」

求人者が雇用した介護作業従事者「家政婦（夫）」に支払った賃金の1000分の5.5（0.55%）を第二種特別加入保険料に充てるものと
して、別途徴収いたします。